

常総市観光物産協会マスコットキャラクター「千姫ちゃま」派遣規程

〈趣旨〉

第1条 この規程は、常総市観光物産協会マスコットキャラクター「千姫ちゃま」(以下、「千姫ちゃま」という。)の派遣に関し、必要な事項を定める。

〈派遣申込〉

第2条 派遣を希望する者は、「千姫ちゃま派遣申込書」を常総市観光物産協会に提出し、常総市観光物産協会会長(以下、「観光物産協会会長」という。)の承諾を得なければならない。

〈派遣の承諾〉

第3条 観光物産協会会長は、前条の規定による派遣申込があったとき、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、千姫ちゃまの派遣を承認しない。

- (1) 常総市及び常総市観光物産協会の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 常総市及び常総市観光物産協会の正しい理解の妨げになる、または妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 千姫ちゃまに対し、適切な対応をしない、またはしないおそれがあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (6) 営利目的の活動に使用するとき。ただし、観光物産協会会員が観光資源及び特産品等を広く普及宣伝ために使用するとき、または観光物産協会会長がその必要性を認めるときはこの限りではない。
- (7) その他、観光物産協会会長が派遣を不相当と認めたとき。

〈派遣等〉

第4条 派遣を申し込む者は、原則として、千姫ちゃまを観光物産協会会長の指定の場所へ送迎するものとする。

- 2 派遣料は無料とするが、派遣に必要となる経費は、申込者において負担するものとする。
- 3 派遣期間は、原則として、千姫ちゃまの派遣を必要とするイベント等の実施日に、その前後一日を加えた日数とする。

〈遵守事項等〉

第5条 派遣を受けた者は、千姫ちゃまを第三者等に再派遣しないこと。

- 2 申込書の記載どおりに活動させること。
- 3 派遣期間を遵守すること。
- 4 火気及び危険物の近辺で活動させないこと。
- 5 雨天及び荒天時に屋外で活動させないこと。
- 6 その他、観光物産協会会長の付した条件に従って活動させること。

〈派遣承諾の取り消し〉

第6条 派遣申込者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その派遣を取り消すとともに、その申込者への千姫ちゃまの派遣は行わない。この場合、申込者に損害が生じても、観光物産協会会長はその責めを負わない。

〈原状回復〉

第7条 派遣を受けた期間において受けた傷や汚れ等は、申込者の負担により、速やかに回復させなければならない。

〈責任の制限〉

第8条 千姫ちゃまの派遣により、申込者が被った被害、または第三者に与えた損害に対しては、観光物産協会及び協会会長は一切その責めを負わない。

〈補則〉

第9条 この規程に定めるもののほか、千姫ちゃまの派遣について必要な事項は、観光物産協会会長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月15日より施行する。